

日本学生支援機構の奨学生であった皆さまへ

帝京大学・帝京大学短期大学
奨学金担当

在学中に日本学生支援機構の奨学生であった方は、口座振替により貸与終了後 7 カ月目から奨学金の返還を開始されていることと存じますが、例年、口座から初回の引き落としができない方がいるようです。初回の引き落としができないと、延滞が続き、なかなか抜け出せなくなる恐れがあります。そのようなことがないように在学中からさまざまな機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて「注意喚起」のためにご案内をいたします。

返還金は、口座から、きちんと引き落とされていますか。

あるいは、口座振替の手続きを行っておらず、日本学生支援機構から請求書を受け取ったが、まだ支払っていないという方はいませんか。

もう一度、ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、奨学生番号を準備して今すぐ<日本学生支援機構の相談窓口>に電話してください。

すでに毎月返還を済ませている方や、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済ませている方は、特に手続等は必要ありません。

2017 年度から各学校の貸与および返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページに公開されています。また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、後輩学生たちの奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

【日本学生支援機構相談窓口】

TEL : 0570-666-301

※海外からの電話、一部携帯電話、一部 IP 電話 専用ダイヤル TEL : 03-6743-6100

詳しいことを知りたいときは、下記のサイトをご確認ください。

日本学生支援機構 返還中の手続き <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>